

# エコアクション 21 環境経営レポート

令和 5 年度版

(活動期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)



株式会社 北九樹脂製作所

作成日：令和 6 年 7 月 1 日

## 目次

|                                                  |      |
|--------------------------------------------------|------|
| 1. 組織の概要 .....                                   | (3)  |
| 2. 組織図及び認証・登録範囲 .....                            | (4)  |
| 3. 環境経営方針 .....                                  | (6)  |
| 4. 環境経営目標 .....                                  | (7)  |
| 5. 環境経営計画 .....                                  | (8)  |
| 6. 環境経営目標の実績、環境経営計画の取組結果と<br>その評価、次年度の取組内容 ..... | (10) |
| 7. 過去3年分の推移と比較 .....                             | (12) |
| 8. 社内で行っている取り組み .....                            | (15) |
| 9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果<br>並びに違反、訴訟等の有無 .....  | (16) |

## 1. 組織の概要

事業所名：株式会社 北九樹脂製作所

代表者名：代表取締役社長 平山 鉄夫

所在地：〒800 - 0211 福岡県北九州市小倉南区新曽根 2 - 10

会社設立日：1970 年

資本金：1,500 万円

環境管理責任者：宮川 祐輔

環境管理副責任者：南 景志

連絡先 TEL：093-473-3557

FAX：093-473-2440

E-mail：[hokkyujs@ec5.technowave.ne.jp](mailto:hokkyujs@ec5.technowave.ne.jp)

事業の内容：樹脂および金属素材による試作品、型等の試作製造業務

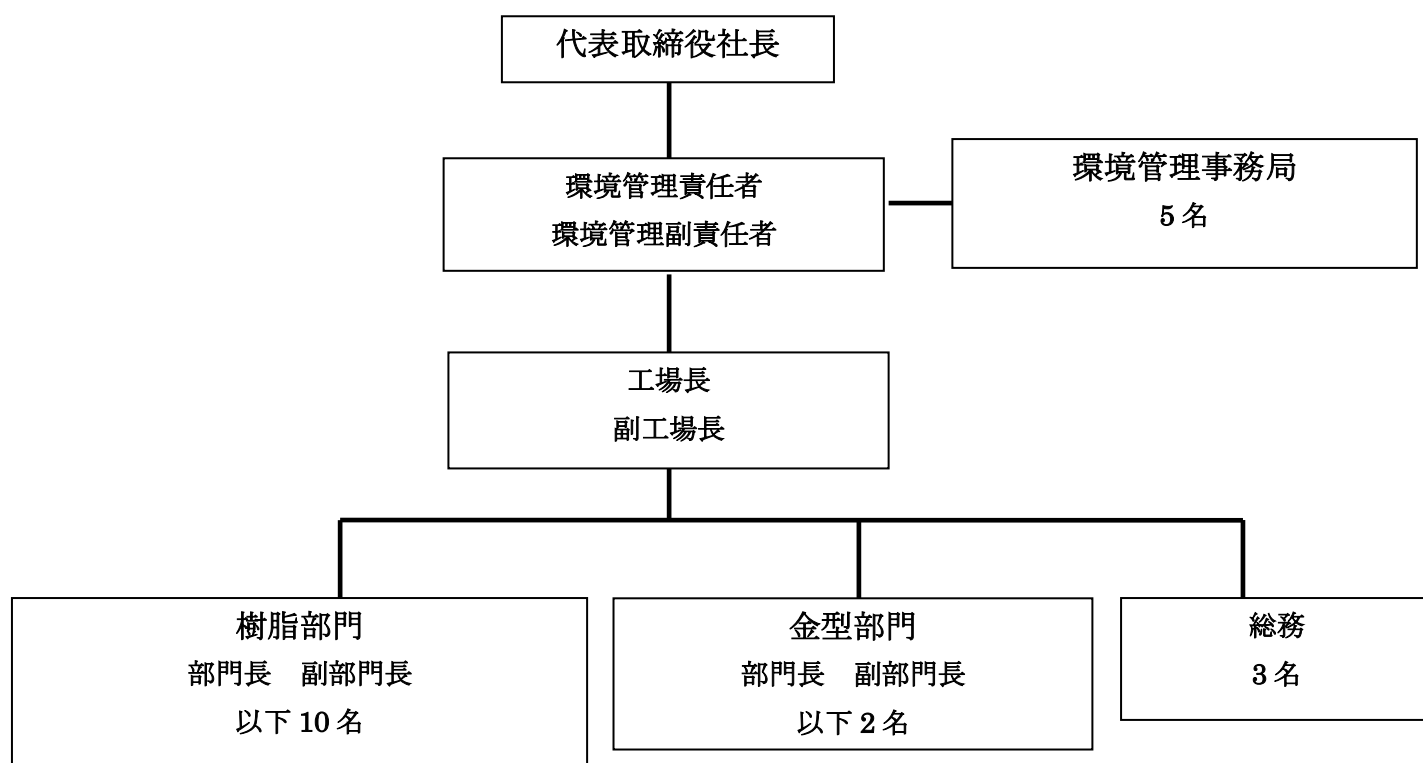
事業の規模(令和 5 年度分は 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで)

| 活動規模         | 単位             | 令和 3 年  | 令和 4 年  | 令和 5 年  |
|--------------|----------------|---------|---------|---------|
| 総売上高         | 百万円            | 414     | 395     | 354     |
| 主要製品生産量(樹脂)  | 百万円            | 391     | 395     | 354     |
| その他製品生産量(金型) | 百万円            | 23      | 0       | 0       |
| 従業員          | 人              | 24      | 23      | 21      |
| 敷地面積         | m <sup>2</sup> | 1011.01 | 1011.01 | 1011.01 |

当社の事業年度：4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

## 2. 組織図及び認証・登録範囲

(認証・登録範囲は以下組織図に示す全活動範囲 総員 21 名)



| 役割区分      | 業務詳細                                                                                                  |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| トップマネジメント | ① 境経営管理における全体統括、環境経営運用の維持と継続的改善に必要なインフラ、人員、資金の提供<br>② 境経営運用の目的、目標の決定と定期的見直し(マネジメントレビュー)および役割、責任、権限の決定 |
| 環境管理責任者   | ① 環境経営運用に必要な、遵守すべき法令、法規の調査、遵守状況の確認<br>② 全社の環境教育についての統括管理、それに伴う人員、インフラ、資金等のトップマネジメントへの提供依頼             |
| 副環境管理責任者  | ① 環境管理責任者不在時の、同業務の代行、及び平時における業務補佐                                                                     |
| 環境管理事務局   | ① 運用文書類の文書管理(版管理、必要な場合のコピー、必要な場合における社外への文書開示)                                                         |
| 部門長       | ① 環境管理における個別現場運用の統括、管理<br>② 環境運用に必要な部門の固有作業について現場教育の統括を行う<br>(それ以外については環境管理責任者に教育のための依頼を行うものとする)      |
| 副部門長      | ① 部門長不在時の環境運用の業務代行<br>② 平時における部門長の業務補佐                                                                |

### 3. 環境経営方針

#### 基本理念

地球環境問題が人類共通の最重要課題のひとつであることを深く認識し、環境を重視した企業活動を推進する中で安心して暮らせる社会をつくるために貢献します。

#### 基本方針

株式会社 北九樹脂製作所は金属、樹脂製品試作を主とした業務内容にもち、中でも特色として、要求された試作データをダイレクトに立体化するラビットプロトタイプングによる三次元造形により、試作速度の高速化、環境影響を考慮した省資源化を行える光造形樹脂試作品、および粉末造形品を顧客に提供し、生産活動の早期立ちあげに寄与する事業者として、以下の方針に基づき環境経営マネジメントシステムを実施します。

1. 資材調達から廃棄まで一貫した資源の節減、循環を考慮し、廃棄物の低減や再生利用に努め、安全を含む教育を行い、実践に努めます。
2. 当社の生活用水、および作業用水の使用削減に、雨水利用等で全社を挙げて取り組みます。
3. 当社の企業活動における、二酸化炭素排出量の削減に、節電等の取り組みを推進します。
4. 化学薬品類の使用量削減のため、技術開発を含めた、社全体による取り組みを行います。
5. 製造に伴い、グリーン購入を始め、自社製造業における環境負荷・費用に配慮した資材、物品の利用に努めます
6. 全社をあげて環境経営マネジメントシステムに基づく環境保全活動を推進し、継続的改善を図ります。
7. 環境に関連する法規制等を遵守し、定期的に見直し、実行します。
8. 環境経営方針、目標を定め、その実現を図り、定期的な見直し(レビュー)をします。
9. 環境経営方針は通知文書や掲示、または電子化文書により、一般に入手可能なものとします。
10. 生産における不良率を抑え、利益の向上、及び廃棄物量低下に努める。

制定日 2009年7月24日

改定日 2019年6月10日

株式会社 北九樹脂製作所  
平山 鉄夫

---

#### 4. 環境経営目標

・各年度の運用期間は同年 4 月 1 日から、翌年 3 月末日までとする。

| 環境目標 |                               | 単位                            | 基準数値    | R4 年度目標                 | R5 年度目標                 | R6 年度目標                 |
|------|-------------------------------|-------------------------------|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1    | 二酸化炭素<br>排出量                  | Kg-CO2/<br>総売上げ(百万円)          | 289.93  | 289.93 以下               | 289.93 以下               | 367.2 以下                |
| 1-1  | 電気使用量                         | KWh/<br>総売上げ(百万円)             | 717.2   | 717.2 以下                | 717.2 以下                | 913.5 以下                |
| 2    | 廃棄物排出量                        | 総排出 kg/<br>総売上げ(百万円)          | 36.28   | 36.28 以下                | 36.28 以下                | 51.67 以下                |
| 3    | 総排水量<br>(給水量)                 | m <sup>3</sup> /<br>総売上げ(百万円) | 1.53    | 1.53 以下                 | 1.53 以下                 | 1.6 以下                  |
| 4    | 化学薬品使用量                       | 総使用量 kg/<br>総売り上げ<br>(百万円)    | 1.07 以下 | 1.07 以下                 | 1.07 以下                 | 1.2 以下                  |
| 5    | グリーン購入                        |                               |         | 資料、カタログ<br>より検討及び<br>購入 | 資料、カタログ<br>より検討及び<br>購入 | 資料、カタログ<br>より検討及び<br>購入 |
| 6    | 自らが生産、販<br>売、提供する製<br>品及びサービス |                               |         | 発送用梱包材<br>の分別、再利用       | 発送用梱包材<br>の分別、再利用       | 発送用梱包材<br>の分別、再利用       |
| 7    | 周辺地域の<br>清掃活動                 |                               |         | 週 1 実施                  | 週 1 実施                  | 週 1 実施                  |
| 8    | 社内業務の<br>改善活動                 |                               |         | 実施運用                    | 実施運用                    | 実施運用                    |

※ 二酸化炭素排出係数は令和 1 年度・九州電力の 0.370Kg-Co2/kWh（調整後排出係数）を使用。

※ 令和 5 年度の基準数値は R2 年度の実績数値を基として策定致しました。

## 5. 環境経営計画

### 1 二酸化炭素排出量の削減（電気使用量の削減）

- ① 原則として最後に退社する幹部がチェック表記入
- ② 長期離席時のパソコンディスプレイ電源 OFF
- ③ 高効率照明及び対人センサーの導入
- ④ パソコン等 OA 機器の省エネ型への移行
- ⑤ エアコンプレッサーの作業終了時停止
- ⑥ 夏季における日照調整によるスポットクーラーの利用節減
- ⑦ エアコンの適正温度の管理
- ⑧ ポスター掲示による節電活動

### 2 廃棄物の排出量の低減

- ① 素材の再利用
- ② コピー機の両面印刷等集約機能の徹底
- ③ ゴミの分別回収ボックスの配置・分別の徹底
- ④ 品質劣化による素材廃棄を抑える為の在庫管理活動
- ⑤ 廃棄樹脂素材の社内でのリサイクル化研究・開発
- ⑥ 樹脂拭き取りに使用したキムタオルの再利用

### 3 総排水量の削減

- ① 散水、植木の水やり等の雨水利用
- ② 生活排水の使用削減
- ③ 節水バルブの導入

### 4 化学薬品使用量の削減

- ① 塗装時、薬品種別に合わせたスプレーガンの使用により洗浄薬液の使用量を削減
- ② 塗装時の計画作業による塗料・洗浄液の使用量低減

## 5 グリーン購入

- ① グリーン購入の資料・カタログより検討及び購入

## 6 自らが生産・販売・提供する製品及びサービス

- ① 発送用梱包材の分別・再利用

## 7 周辺地域の清掃活動

- ① 自社周辺地域の清掃活動

## 8 社内業務の改善活動

- ① 各部門で発生した不良率を数値化し、不良品の種類等をリスト化。その情報を基に原因を特定し対策を講じ、不良率低減を計る。
- ② 業務で必要となる資材の必要量を最適化。
- ③ 各部門長指揮の下、現場作業員と綿密に情報共有等を行い、最適な作業効率を模索する。
- ④ 月1で工場長・副工場長が各設備を担当している者とヒアリング等を行い、設備が適切に運用されているかチェックする。

## 6. 環境経営目標の実績、環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

| 項目                | 単位                            | (基準年度)<br>基準数値  | 目標数値      | 実績数値                                                 | 目標達成の判定<br>達成○<br>未達成× |
|-------------------|-------------------------------|-----------------|-----------|------------------------------------------------------|------------------------|
|                   |                               |                 | R5 年度目標   | 総売上げ<br>354(百万円)                                     |                        |
| 二酸化炭素<br>排出量      | Kg-CO2/<br>総売上げ(百万円)          | R2 年度<br>289.93 | 289.93 以下 | 367.2<br>(総排出量<br>129,987.99<br>Kg-CO <sub>2</sub> ) | 未達成×<br>(79%)          |
| 電気使用量             | KWh/<br>総売上げ(百万円)             | R2 年度<br>717.2  | 717.2 以下  | 913.5<br>(総使用量<br>323,386KW/h)                       | 未達成×<br>(79%)          |
| 廃棄物排出量            | 総排出 kg/<br>総売上げ(百万円)          | R2 年度<br>36.28  | 36.28 以下  | 51.67<br>(総排出量<br>18,293kg)                          | 未達成×<br>(90%)          |
| 総排水量<br>(給水量)     | m <sup>3</sup> /<br>総売上げ(百万円) | R2 年度<br>1.53   | 1.53 以下   | 1.6<br>(総排水量<br>568 m <sup>3</sup> )                 | 達成○<br>(96%)           |
| 化学物質<br>使用量       | 総使用量 kg/<br>総売上げ(百万円)         | R2 年度<br>1.07   | 1.07 以下   | 1.2<br>(総使用量<br>426.25kg)                            | 未達成×<br>(89%)          |
| グリーン購入            |                               |                 | 実施運用      | 実施運用                                                 | 2 4 品目<br>継続購入         |
| 発送用梱包材<br>の分別・再利用 |                               |                 | 実施運用      | 実施運用                                                 | 実施運用                   |
| 周辺地域の<br>清掃活動     |                               |                 | 週 1 実施    | 週 1 実施                                               | 達成○<br>(100%)          |

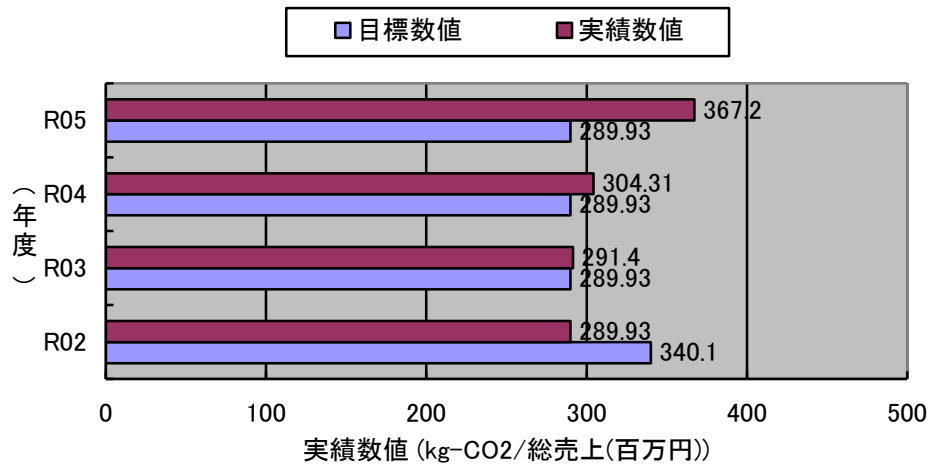
|               |  |  |      |      |      |
|---------------|--|--|------|------|------|
| 社内業務の<br>改善活動 |  |  | 実施運用 | 実施運用 | 実施運用 |
|---------------|--|--|------|------|------|

・次年度の取組内容

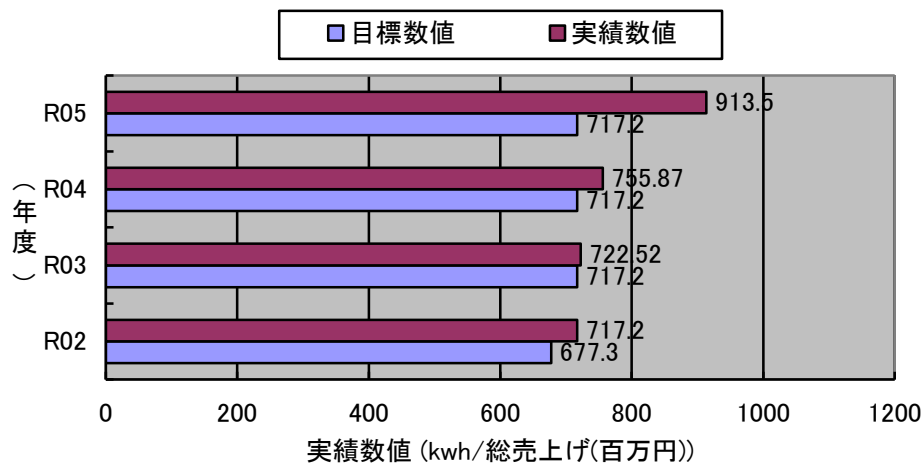
- 1 二酸化炭素排出量の削減（電気使用量の削減）：本年度取組と同じ
- 2 廃棄物の排出量の低減：本年度取組と同じ
- 3 排水量の低減：本年度取組に加え、朝礼等での啓発活動
- 4 化学物質使用量の低減：本年度取組と同じ
- 5 グリーン購入：本年度取組と同じ
- 6 自らが生産・販売・提供する製品及びサービス：本年度取組と同じ
- 7 周辺地域の清掃活動

## 7. 過去3年分の推移と比較

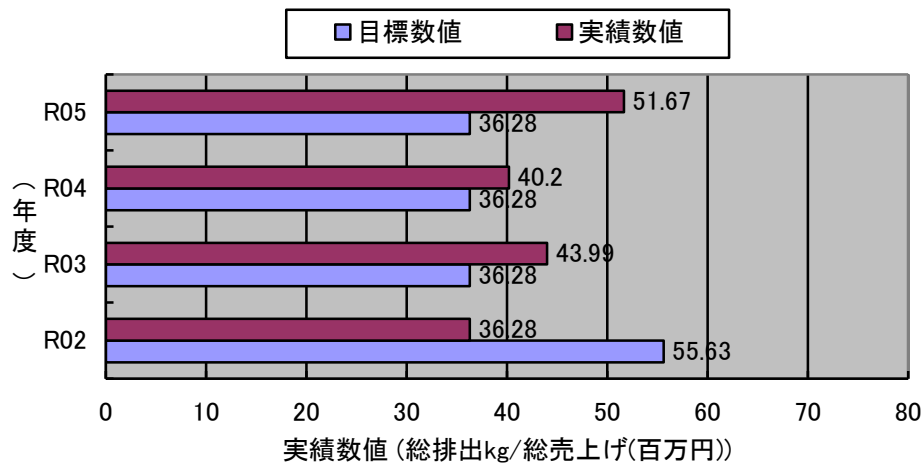
### 二酸化炭素排出量の達成状況



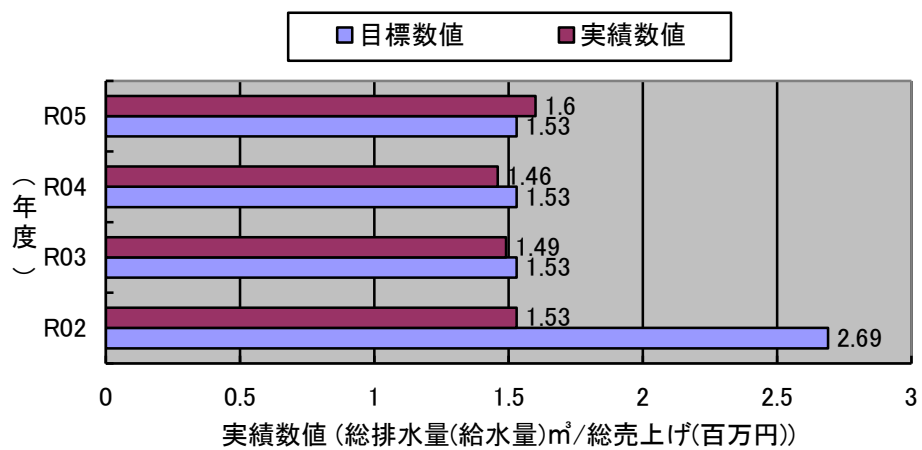
### 電気使用量の達成状況



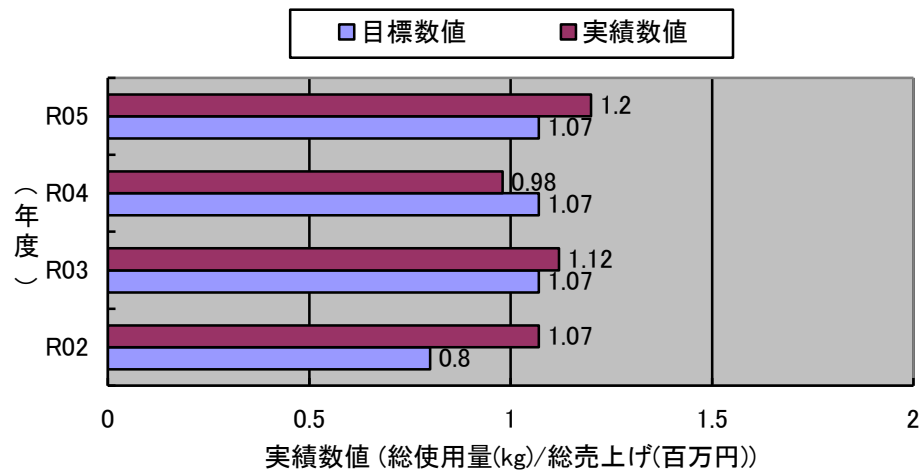
### 廃棄物排出量の達成状況



### 総排水量の達成状況



## 化学物質使用量の達成状況



## 8. 社内で行っている取り組み

### 発送用梱包材の分別・再利用

発送時に使用する梱包材はプラスチック類・紙類に分別する。他社から送られてきた梱包材も同様に分別し再利用する。



また段ボールも他社から送られてきた物で、再利用できる物は再利用する。



### 周辺地域の清掃活動

我が社では毎週水曜日始業前の 15 分間、ボランティアによる周辺地域の清掃活動を行っています。今後もこの取り組みを通して地域に貢献したいと考えております。



## 9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

### 環境関連法規等の遵守状況のチェック結果

| 項目 | 法規等内容                                                                | 遵守評価・順守状況の証明                                                                                                                     | 合否 |
|----|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1  | 大気汚染防止法<br>25条1項<br>無過失損害賠償責任                                        | 関連設備の事故等は期間内に発生せず、賠償事例は無し。                                                                                                       | 合  |
| 2  | VOC 規制法(大気汚染防止法及び労働安全衛生法第二章の2)<br>大気汚染防止法<br>16条、18条の2<br>同法に関わる管理記録 | 監視・測定リストや機械・設備管理表を新旧あわせ現状ファイリングして保管中(保管期間三年)。                                                                                    | 合  |
| 3  | 騒音規制法 第4条<br>特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準                                | 騒音に関する当社の順守基準としての数値測定 2023年4月1日から2024年3月31までの期間において基準値内で推移。監視測定記録は監視・測定リストに記載、保管中(保管期間三年)。                                       | 合  |
| 4  | 毒物及び劇物取締法                                                            | 期間内の樹脂盗難、遺失等はなし。置き場管理については施錠チェックリストにて確認。運用に問題はなし。                                                                                | 合  |
| 5  | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)                                           | 保管及び使用については、冷暗所保管、防護策として手袋着用等を現場として行われているか抜き打ち的に確認、問題なし。                                                                         | 合  |
| 6  | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)                            | 特定一種・一種指定化学物質の排出量と移動量を把握し、主務大臣に届けなければならない。(法5)<br>届出は常時使用する従業員数が21人以上で対象物質の年間取扱量が1トン以上の場合に限る。<br>現在21人で昨年の年間使用量は1トン未満。           | 合  |
| 7  | 廃棄物処理法<br>第3条<br>事業者の責務①                                             | 同法で定める産廃の一時保管方法に則した一時置き場を設置。運用加えて処理に際しては適正業者に委託を実施。文書類は総務課にて管理。一時置き場には併せて責任者を配し、法規の定める表示物に管理対象とともに明記。処置記録についてはマニフェストを参照し確認、問題なし。 | 合  |

| 項目 | 法規等内容                                                                  | 遵守評価・順守状況の証明                                                                                                               | 合否 |
|----|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 8  | 廃棄物処理法<br>第3条<br>事業者の責務②                                               | 現状材質については顧客指定であることがほとんどであるため再分解性などについてのアプローチは難しいが、使用した基材等の問い合わせ等については同法規に従い情報提供を実施済み。                                      | 合  |
| 9  | 廃棄物処理法<br>第12条<br>保管の基準                                                | 社内一時置き場、屋外一時置き場ともに管理者を定め、法規の定める管理表示。漏れ止めなどの処置、区分ごとの分別管理を行い、積み高さなどの規定を順守。                                                   | 合  |
| 10 | 廃棄物処理法<br>第12条<br>施行令6の2<br>委託の基準                                      | 同法の定める基準に従い処理業者へ委託。<br>リサイクル可能または素材として売却可能な金属くずなどはもっぱら業者へ引渡しの形をとっている。販売の場合においては総量と金額を伝票として受領し記録として管理。                      | 合  |
| 11 | 廃棄物処理関連<br>マニフェスト年間排出<br>量届出                                           | 法規に従い2023年5月に当年度は届出受理済み。インターネットのサイトにて受理。写しは事務所に保管。                                                                         | 合  |
| 12 | 労働安全衛生法<br>20条～25条<br>事業者の講ずるべき措置等                                     | 同法に定められた溶剤塗装場、乾燥場の設置、届出済み。<br>局所排気装置の届け・設置等完了。主任作業員・責任者の任命配置済み。同記録は事務所に保持。6月毎の特殊健康診断を実施                                    | 合  |
| 13 | 消防法（危険物関連）<br>同法第10条<br>法規制適用条件<br>同法第11条<br>許可および届出<br>消防法の一部改正に関する事項 | 指定数量表による指定数量管理を実施。指定数量に対する現状数値の推移は基準指定数量0.9に対して1.0以下で推移しているため適合。<br>保管所の設備構造は、同法規の定める基準を満たし、届出の上市の許認可を受けている。               | 合  |
| 14 | 労働安全衛生法57条<br>特定化学物質障害予防<br>規則等の改正                                     | 塗装業務の大半がエチルベンゼン、スチレン、メチルイソブチルケトンを含む為、防毒マスク・保護手袋の着用を義務付けている。年二回の健康診断を厳守。<br>空気中濃度の測定は業者に依頼しその結果を事務所のファイル置場に保存。使用状況表は食堂棚に保存。 | 合  |

| 項目 | 法規等内容                                       | 遵守評価・順守状況の証明                                                                                                 | 合否 |
|----|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 15 | フロン排出抑制法<br>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 | 当社は業務用エアコン5台、除湿機1台、チラー(冷却水循環装置)1台、スポットクーラー6台、NC3台、コンプレッサー5台、計21台を所有している。それぞれの簡易点検表を作成し定期的(3ヶ月毎)に点検記録は食堂棚に保存。 | 合  |
| 16 | 労働安全衛生法<br>7条3<br>科学物質リスクアセスメントの義務化         | 2018.7.1以降に入手した化学物質は無い。化学物質が含まれる物を新規で購入した際は、各部門、事務所でSDSを保管。含まれる化学物質によって保護具等の着用を徹底。                           | 合  |

当年度における当社環境管理法規の自社チェックで確認した結果、現行法規および関連会社との取り決め事項等への違反はありませんでした。また、関係当局および市、県、近隣からの指摘、指導、苦情、訴訟等もありませんでした。

## 10. 代表者による全体評価と見直し・指示

### 総 評

世界情勢の不安定や円安等での原材料の上昇及び光熱費の上昇が続いている。そのような中、持続可能な経営を維持する為にコストダウンのメリットが多く出やすい製品や分野等の優先順位を明確にし、着実に実行する努力をしていかなければと考えます。昨今の製造業の不安定さが増す現在だからこそ、今日までのエコアクションを継続してきた本来の意識を見詰め直し、経営と環境負荷としっかり結び付けて取り組まなければと強く感じます。